

愛媛労働局発表  
令和4年12月23日（金）

愛媛労働局  
職業安定部職業対策課  
課長 堀尾 寿之  
地方障害者雇用担当官 川口 隆靖  
（電話）089-941-2940

## 令和4年 障害者雇用状況の集計結果（令和4年6月1日現在）

- 企業の障害者実雇用率は 2.38% （前年同期 2.29%）  
○雇用率達成企業割合は 51.9% （前年同期 48.9%）

愛媛労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和4年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、例えば、民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

なお、法定雇用率は令和3年3月1日に0.1%引き上げられました。

民間企業の場合は2.2%から2.3%となり、障害者の雇用義務の対象となる企業の範囲が、常用雇用労働者数45.5人以上から43.5人以上に拡大されました。

愛媛県内の障害者雇用の促進を図るため、愛媛県及び愛媛県教育委員会と連携した取組を行います（別紙）

### 【集計結果の主なポイント】

＜民間企業＞（法定雇用率2.3%）

○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。

- ・雇用障害者数は4,205.0人、対前年比2.0%（82.0人）増加
- ・実雇用率は2.38%（対前年比0.09ポイント上昇）【全国平均2.25%】

○法定雇用率達成企業の割合は51.9%（対前年比3.0ポイント上昇）【全国平均48.3%】

＜公的機関＞（法定雇用率2.6%、都道府県等の教育委員会は2.5%） ※〔 〕は前年の値

- ・県知事部局：雇用障害者数127.5人〔124.5人〕、実雇用率2.80%〔2.74%〕
- ・県教育委員会：雇用障害者数227.5人〔239.0人〕、実雇用率2.63%〔2.75%〕
- ・市町等の機関：雇用障害者数512.0人〔506.0人〕、実雇用率2.68%〔2.66%〕

＜独立行政法人等＞（法定雇用率2.6%） ※〔 〕は前年の値

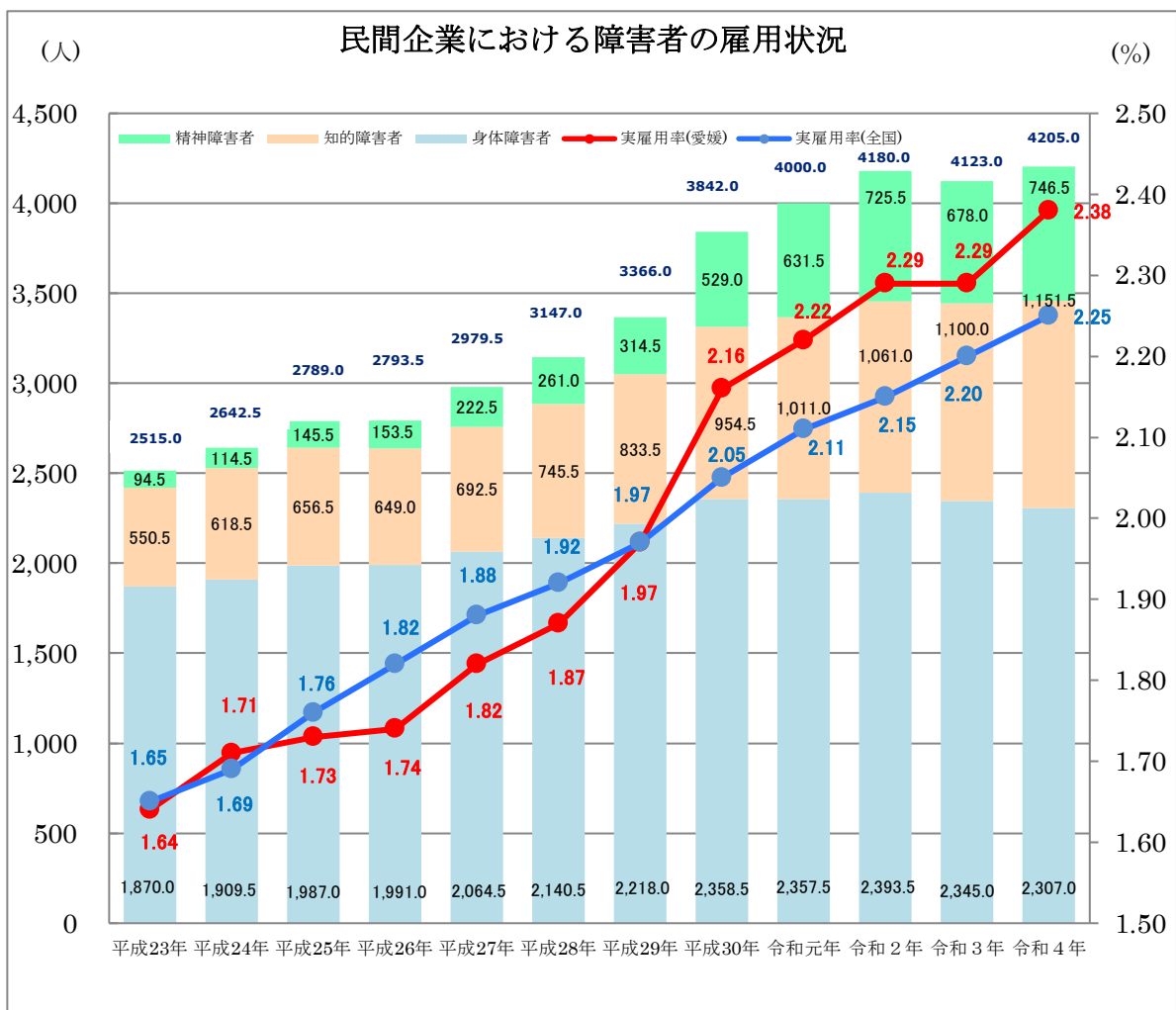
- ・雇用障害者数61.0人〔61.0人〕、実雇用率2.67%〔2.65%〕

# 障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

## 1 民間企業における雇用状況

### ○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は4,205.0人で、前年より2.0%（82.0人）増加した。
- 雇用者のうち、身体障害者は2,307.0人（対前年比1.6%減）、知的障害者は1,151.5人（同4.7%増）、精神障害者は746.5人（同10.1%増）と、知的障害者と精神障害者が前年より増加している。
- 実雇用率は、過去最高の2.38%（前年は2.29%）、法定雇用率達成企業の割合は51.9%（同48.9%）であった。



（資料1～5）

### ○ 企業規模別の状況

- 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模企業で796.0人（前年は793.5人）、100～300人未満で1,374.0人（同1,303.0人）、300～500人未満で469.5人（同529.5人）、500～1,000人未満で686.0人（同616.0人）、1,000人以上で879.5人（881.0人）となった。

43.5～100人未満と100～300人未満と500～1,000人未満の企業規模が、前年より増加した。

- ・ 実雇用率は、43.5～100人未満で2.12%（前年は2.09%）、100～300人未満で2.51%（同2.39%）、300～500人未満で2.34%（同2.29%）、500～1,000人未満で2.31%（同2.13%）、1,000人以上で2.52%（同2.48%）となった。

全ての規模区分において前年より上昇した。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、43.5～100人未満で48.7%（前年は44.9%）、100～300人未満で54.9%（同54.9%）、300～500人未満で56.9%（同53.8%）、500～1,000人未満で54.0%（同41.7%）、1,000人以上で75.0%（同68.8%）となった。

100～300人未満で前年と同率、それ以外の区分では前年より増加した。

（資料2・4）

### ○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は「医療、福祉」、「卸売業、小売業」、「複合サービス事業」、「製造業」などで増加し、「運輸業、郵便業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」などで減少した。

- ・ 産業別の実雇用率では、「医療、福祉」（3.42%）が法定雇用率以上となっている。

（資料3・5）

### ○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和4年の法定雇用率未達成企業は518社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が380社（73.4%）、1.5人以上不足である企業が138社（26.6%）となっている。

- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）319社が、未達成企業に占める割合は、61.6%となっている。

（資料2・3）

## 2 公的機関における在籍状況

### (1) 県の機関（知事部局、公営企業管理局、警察本部）（法定雇用率2.6%）

県の機関に在職している障害者の数は191.5人で、前年より3.2%（6.0人）増加し、実雇用率は2.92%と、前年に比べ0.09ポイント上昇した。

知事部局、公営企業管理局、警察本部の全ての機関で達成している（議会事務局は、今年より報告対象外となっている）。

（資料7）

### (2) 県の教育委員会（法定雇用率2.5%）

県の教育委員会に在職している障害者の数は227.5人で、前年より4.8%（11.5人）減少しており、実雇用率は2.63%となり、前年に比べ0.12ポイント減少した。

（資料7）

### (3) 市町等の機関（法定雇用率2.6%）

市町等の機関に在職している障害者の数は512.0人で、前年より1.2%（6.0人）増加し、実雇用率は2.68%と、前年に比べ0.02ポイント上昇した。

42機関中36機関が達成。

（資料7・8）

## 3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.6%）に雇用されている障害者の数は61.0人で、前年と同人数であった。実雇用率は2.67%と、前年に比べ0.02ポイント上昇した。

（資料9）

## 障害者雇用促進プラン（令和4年～令和5年）

（愛媛県内の障害者雇用促進のための取組について）

愛媛労働局

愛媛県

愛媛県及び愛媛労働局は、強力な連携のもと、県内の障がい者雇用の一層の促進を図るため、次の取組を行う。

### 1 愛媛県と愛媛労働局との連携強化による取組

#### （1）経済団体への働きかけ

愛媛県と愛媛労働局は、地域の企業に対してあらゆる機会を利用し障がい者雇用についての情報発信を行うとともに、経済団体に対して、県と労働局の幹部等が合同で働きかけを行う。

#### （2）特別支援学校等との連携

ア 「愛顔えがおのえひめ特別支援学校技能検定」（県教育委員会主催）の見学会を兼ねた「障がい者雇用促進セミナー」（県・局共催）を、同一会場で実施する。

イ 特別支援学校が実施する職業教育の現場を事業所が直接見学することにより、障がい者雇用の理解と関心を高め、今後の障がい者雇用に向けてのきっかけ作りとするため、特別支援学校が開催する「学校公開セミナー」等について、ハローワークを通じて周知を図る。

ウ 特別支援学校等に在籍する生徒を対象とした「合同就職説明会」（県・教育委員会主催）の開催に向けて、労働局及びハローワークと連携し、企業の参加促進を図る。

#### （3）一層の連携強化

県経済労働部と局職業安定部による連絡会を定期的に行い、情報を共有しつつ、労働局及びハローワークが全面的に協力するなど一層の連携強化に取り組み、障がい者雇用に繋げることをとする。

ア 障がい者雇用に繋がるきめ細かな実習訓練機会の創出

イ 障がい者訓練から雇用に繋げる就労支援体制の整備

ウ 特別支援学校におけるキャリア教育と就労支援の充実

エ 雇用率未達成企業を中心とした職場見学・現場実習受入企業の開拓並びに情報収集及び提供

### 2 愛媛労働局とハローワークの就職支援等の取組の強化

#### （1）労働局とハローワークによる雇用率達成の要請及び指導の強化

国の出先機関及び地方公共団体等について、職業安定部長、各公共職業安定所長等が県内の国の出先機関の管理者、自治体の首長を訪問し、自組織の障害者雇用の推進を要請する。

併せて、自治体の首長については地元企業の障害者雇用についての働きかけを要請する。

民間企業については、雇用率未達成企業のうち、特に障害者0人雇用企業を中心に、所長等による雇用率達成指導（訪問指導又は呼び出し指導）を行う。

## （2）雇用義務対象企業への文書での要請、職業紹介及び定着支援の強化

ア 愛媛県知事、愛媛県教育委員会教育長及び労働局長名による障害者雇用要請文を障害者雇用率未達成企業に送付する。

イ 令和3年3月1日より引き上げられた法定雇用率（民間企業2.3%、地方公共団体2.6%）の達成を視野に入れた障害者雇用数等の進捗管理を徹底する。

ウ 障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）他関係機関との連携を深め、チーム支援による就職支援、定着支援等の取組を強化する。

エ ハローワークにおいて、雇用率未達成企業を中心に障害者就職面接会等（ミニ面接会を含む。）を開催すると共に、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を県内各地において実施する。

オ 障害者の就労・定着支援に資する「就労パスポート」の周知・啓発

カ 障害者雇用に関する優良中小事業主認定制度の周知及び利用勧奨

## 3 愛媛県の就職支援等の取組

### （1）障がい者マッチング支援等

障害者就業・生活支援センターに県独自にマッチングサポーターを配置し、受入企業の開拓や、企業と障がい者のマッチング、就職後の定着支援を行うとともに、障がい特性に応じた企業の受入環境整備や、障がい者目線での求人企業の情報発信強化等により、関係機関と連携しながら県内企業等に対する雇用促進に取り組む。

### （2）障がい者採用計画

ア 正規職員及び会計年度任用職員（事務補助職員）の採用

身体・知的・精神障がい者を対象とした採用試験の実施

イ 会計年度任用職員（補助員等）の採用

出先機関において作業補助等に従事する職員を雇用

ウ えひめチャレンジオフィスの設置

常時勤務による就労に不安を抱える方をチャレンジ職員として最長3年間雇用し、就労経験を積む機会を提供することで民間企業や県・市町等への就職（ステップアップ）を支援

障害者実雇用率の推移

愛媛労働局

年	企業数	障害者の数(人)	実雇用率(%)		法定雇用率達成企業割合(%)	
				全国		全国
昭和 52 年	408	1,177	1.54	1.09	63.5	52.8
53	374	1,096	1.53	1.11	62.3	52.1
54	398	1,111	1.49	1.12	59.0	52.0
55	406	1,178	1.53	1.13	61.3	51.6
56	415	1,279	1.60	1.18	63.1	53.4
57	420	1,275	1.56	1.22	62.6	53.8
58	418	1,229	1.51	1.23	59.6	53.5
59	428	1,275	1.52	1.25	60.7	53.6
60	442	1,345	1.55	1.26	65.6	53.5
61	440	1,345	1.55	1.26	65.0	53.8
62	433	1,323	1.55	1.25	66.1	53.0
63	471	1,398	1.56	1.31	63.5	51.5
平成 元 年	495	1,528	1.64	1.32	68.9	51.6
2	512	1,611	1.65	1.32	67.8	52.2
3	524	1,634	1.65	1.32	68.1	51.8
4	566	1,689	1.61	1.36	67.1	51.9
5	581	1,750	1.63	1.41	66.3	51.4
6	592	1,744	1.60	1.44	63.3	50.4
7	572	1,716	1.59	1.45	64.3	50.6
8	571	1,727	1.59	1.47	63.7	50.5
9	557	1,725	1.57	1.47	63.2	50.2
10	574	1,794	1.58	1.48	61.1	50.1
11	630	1,866	1.59	1.49	57.8	44.7
12	623	1,827	1.58	1.49	55.5	44.3
13	587	1,746	1.55	1.49	53.3	43.7
14	614	1,695	1.46	1.47	49.8	42.5
15	627	1,851	1.52	1.48	51.2	42.5
16	679	1,986	1.52	1.46	49.6	41.7
17	692	2,037	1.52	1.49	48.6	42.1
18	695	2,118	1.55	1.52	51.7	43.4
19	728	2,251.0	1.61	1.55	51.8	43.8
20	714	2,327.5	1.65	1.59	54.5	44.9
21	728	2,339.0	1.66	1.63	52.3	45.5
22	734	2,333.0	1.69	1.68	52.5	47.0
23	780	2,515.0	1.64	1.65	48.2	45.3
24	789	2,642.5	1.71	1.69	50.8	46.8
25	889	2,789.0	1.73	1.76	43.9	42.7
26	902	2,793.5	1.74	1.82	47.0	44.7
27	911	2,979.5	1.82	1.88	48.6	47.2
28	920	3,147.0	1.87	1.92	51.7	48.8
29	933	3,366.0	1.97	1.97	54.2	50.0
30	1,028	3,842.0	2.16	2.05	52.2	45.9
令和 元 年	1,035	4,000.0	2.22	2.11	53.7	48.0
2	1,055	4,180.0	2.29	2.15	52.8	48.6
3	1,091	4,123.0	2.29	2.20	48.9	47.0
4	1,076	4,205.0	2.38	2.25	51.9	48.3

- ・各年とも6月1日現在
- ・雇用義務のある企業(昭和51年10月から63年3月までは67人以上、昭和63年4月から平成10年6月までは63人以上、平成10年7月から25年3月までは56人以上、平成25年4月から30年3月までは50人以上、平成30年4月から令和3年2月までは45.5人以上、令和3年3月以降は43.5人以上規模の企業)
- ・障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。
  - ～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
  - 昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
  - 平成5年～平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
  - 平成18年～平成22年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
  - 平成23年～ 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)
- ※ 平成30年以降は、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。
  - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
  - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- ・法定雇用率は昭和51年10月から63年3月までは1.5%、昭和63年4月から平成10年6月までは1.6%、平成10年7月から25年3月までは1.8%、平成25年4月から30年3月までは2.0%、平成30年4月から令和3年2月までは2.2%、令和3年3月以降は2.3%となっている。

民間企業における障害者雇用状況(規模別)

令和4年6月1日現在

愛媛労働局

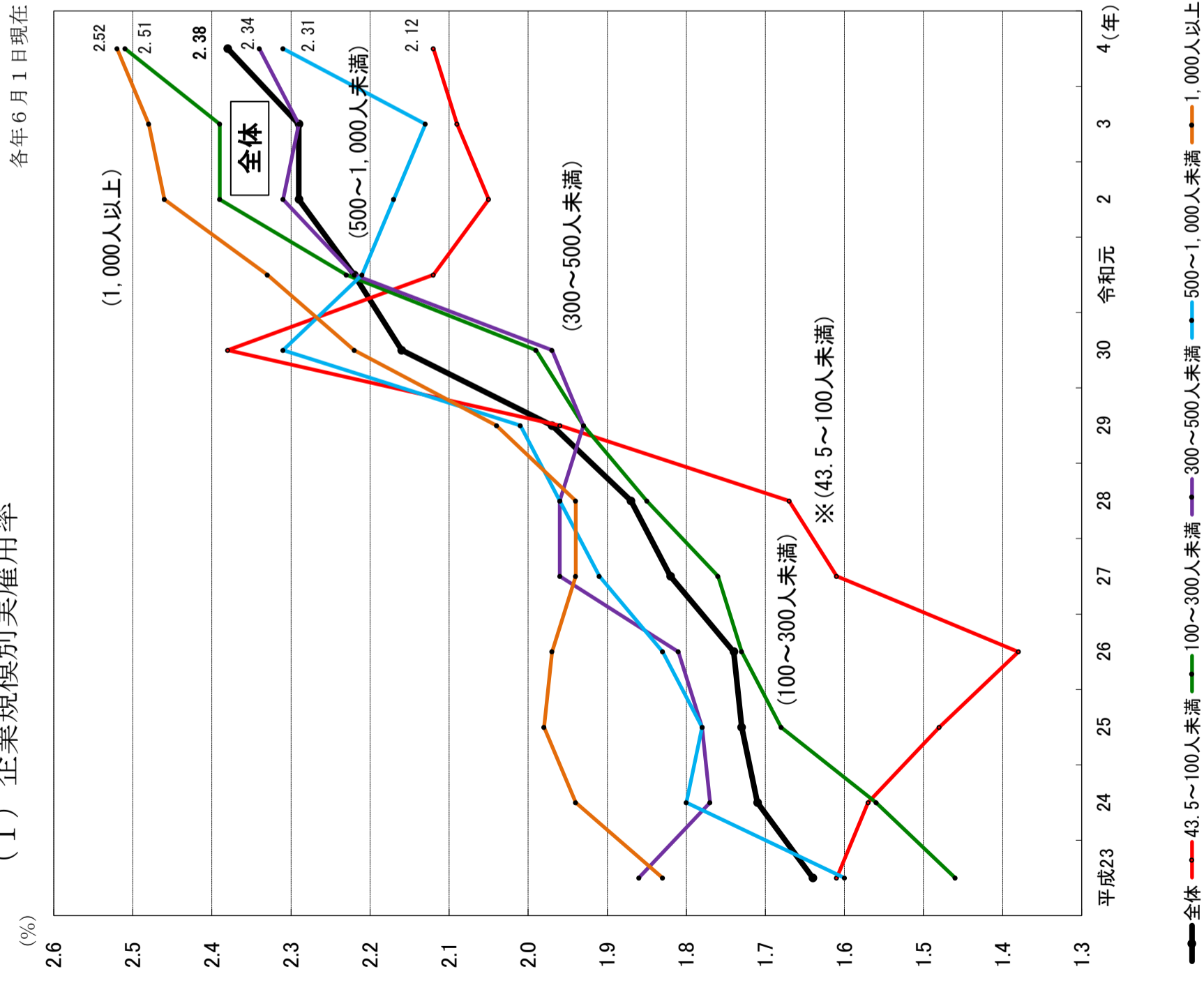
規模別	年	企業数 a	常用労働者 総数	法定雇用障 害者数の算 定の基礎と なる労働者 数	障 害 者 数										実雇用 率 (%) ヨ/b	雇用率 達成		不足数 (人)	雇用率 未達成		雇用0人		0.5又は1人不足		1.5人以上不足							
					イ 重度 身体 以外	ロ 重度 身体	ハ 短時間 重度 身体	ニ 短時間 重度 身体 以外	ホ 重度 知的	ヘ 重度 知的 以外	ト 短時間 重度 知的	チ 短時間 重度 知的 以外	リ 精神	ス 短時間 精神		ル 3年以 上の短 時間精 神	ヲ 身体計 (イ×2+ ロ×2+ ハ×2) ×0.5		ヲ 知的計 (ホ×2+ ヘ×2+ チ×2) ×0.5	カ 精神計 (リ×2+ ス×0.5) ×0.5	ヨ 合計 (ヲ+カ) 力	c 企業数	c/a 割合 (%)	d 企業数		d/a 割合 (%)	e 企業数	e/a 割合 (%)	f 企業数	f/a 割合 (%)	g 企業数	g/a 割合 (%)
43.5人 ~100人未満	4年	593	39,173.0	37,629.0	109	154	32	43	14	114	12	177	45	111	55	425.5	242.5	128.0	796.0	2.12	289	48.7	314.0	51.3	284	47.9	288	48.6	16	2.7		
	3年	603	39,521.5	38,001.5	108	138	51	51	11	97	13	123	51	158	79	430.5	193.5	169.5	793.5	2.09	271	44.9	344.0	55.1	312	51.7	312	51.7	20	3.3		
	増減	▲ 10	▲ 348.5	▲ 372.5	▲ 1	▲ 16	▲ 19	▲ 8	▲ 3	▲ 17	▲ 1	▲ 54	▲ 6	▲ 47	▲ 24	▲ 5.0	▲ 49.0	▲ 41.5	▲ 2.5	▲ 0.03	▲ 18	▲ 3.8	▲ 30.0	▲ 3.8	▲ 28	▲ 3.8	▲ 24	▲ 3.1	▲ 4	▲ 0.6		
100人 ~300人未満	4年	359	59,706.0	54,679.0	174	261	105	48	21	193	5	130	134	260	134	738.0	305.0	331.0	1374.0	2.51	197	54.9	273.0	45.1	35	9.7	71	19.8	91	25.3		
	3年	359	59,398.5	54,419.5	182	270	80	58	22	178	13	151	106	191	96	743.0	310.5	249.5	1303.0	2.39	197	54.9	275.0	45.1	32	8.9	70	19.5	92	25.6		
	増減	0	▲ 307.5	▲ 259.5	▲ 8	▲ 9	▲ 25	▲ 10	▲ 1	▲ 15	▲ 8	▲ 21	▲ 28	▲ 69	▲ 38	▲ 5.0	▲ 5.5	▲ 81.5	▲ 71.0	▲ 0.12	0	0.0	▲ 2.0	0.0	3	0.8	1	0.3	▲ 1	▲ 0.3		
300人 ~500人未満	4年	58	22,117.0	20,097.0	75	103	15	14	5	72	6	51	52	41	17	275.0	113.5	81.0	469.5	2.34	33	56.9	54.0	43.1	0	0.0	10	17.2	15	25.9		
	3年	65	25,128.5	23,100.5	91	114	20	20	4	76	5	70	46	47	20	326.0	124.0	79.5	529.5	2.29	35	53.8	75.0	46.2	0	0.0	8	12.3	22	33.8		
	増減	▲ 7	▲ 3,011.5	▲ 3,003.5	▲ 16	▲ 11	▲ 5	▲ 6	▲ 1	▲ 4	▲ 1	▲ 19	▲ 6	▲ 6	▲ 3	▲ 51.0	▲ 10.5	▲ 1.5	▲ 60.0	0.05	▲ 2	▲ 3.1	▲ 21.0	▲ 3.1	0	0.0	2	4.9	▲ 7	▲ 7.9		
500人 ~1000人未満	4年	50	32,392.5	29,646.5	122	138	23	25	11	127	2	39	69	41	17	417.5	170.5	98.0	686.0	2.31	27	54.0	56.5	46.0	0	0.0	9	18.0	14	28.0		
	3年	48	31,777.0	28,945.0	112	122	19	22	12	115	3	33	62	25	14	376.0	158.5	81.5	616.0	2.13	20	41.7	82.5	58.3	0	0.0	8	16.7	20	41.7		
	増減	2	▲ 615.5	▲ 701.5	▲ 10	▲ 16	▲ 4	▲ 3	▲ 1	▲ 12	▲ 1	▲ 6	▲ 7	▲ 16	▲ 3	▲ 41.5	▲ 12.0	▲ 16.5	▲ 70.0	0.18	7	▲ 12.3	▲ 26.0	▲ 12.3	0	0.0	1	1.3	▲ 6	▲ 13.7		
1,000人以上	4年	16	35,529.5	34,880.5	143	156	6	6	31	246	0	24	87	26	17	451.0	320.0	108.5	879.5	2.52	12	75.0	10.5	25.0	0	0.0	2	12.5	2	12.5		
	3年	16	36,220.5	35,546.5	143	173	7	7	28	246	1	21	82	17	15	469.5	313.5	98.0	881.0	2.48	11	68.8	15.5	31.3	0	0.0	0	0.0	5	31.3		
	増減	0	▲ 691.0	▲ 666.0	0	▲ 17	▲ 1	▲ 1	▲ 3	0	▲ 1	▲ 3	5	9	2	▲ 18.5	▲ 6.5	▲ 10.5	▲ 1.5	0.04	1	▲ 6.2	▲ 5.0	▲ 6.3	0	0.0	2	12.5	▲ 3	▲ 18.8		
合計	4年	1,076	188,918.0	176,932.0	623	812	181	136	82	752	25	421	387	479	240	2307.0	1151.5	746.5	4205.0	2.38	558	51.9	708.0	48.1	319	29.6	380	35.3	138	12.8		
	3年	1,091	192,046.0	180,013.0	636	817	177	158	77	712	35	398	347	438	224	2345.0	1100.0	678.0	4123.0	2.29	534	48.9	792.0	51.1	344	31.5	398	36.5	159	14.6		
	増減	▲ 15	▲ 3,128.0	▲ 3,081.0	▲ 13	▲ 5	▲ 4	▲ 22	▲ 5	▲ 40	▲ 10	▲ 23	▲ 40	▲ 41	▲ 16	▲ 38.0	▲ 51.5	▲ 68.5	▲ 82.0	0.09	▲ 24	▲ 3.0	▲ 84.0	▲ 3.0	▲ 25	▲ 1.9	▲ 18	▲ 1.2	▲ 21	▲ 1.8		

(注)各年とも6月1日現在。

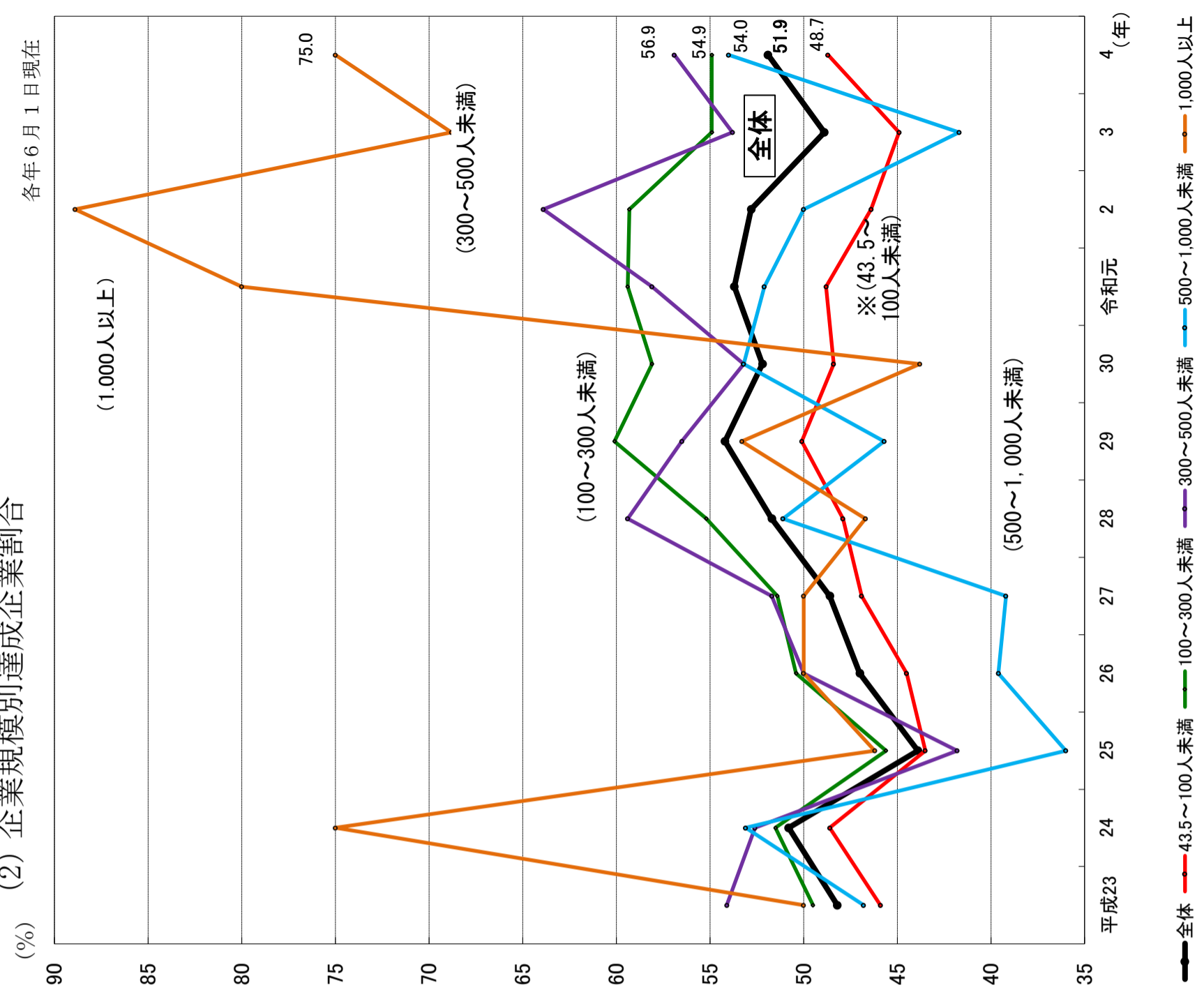




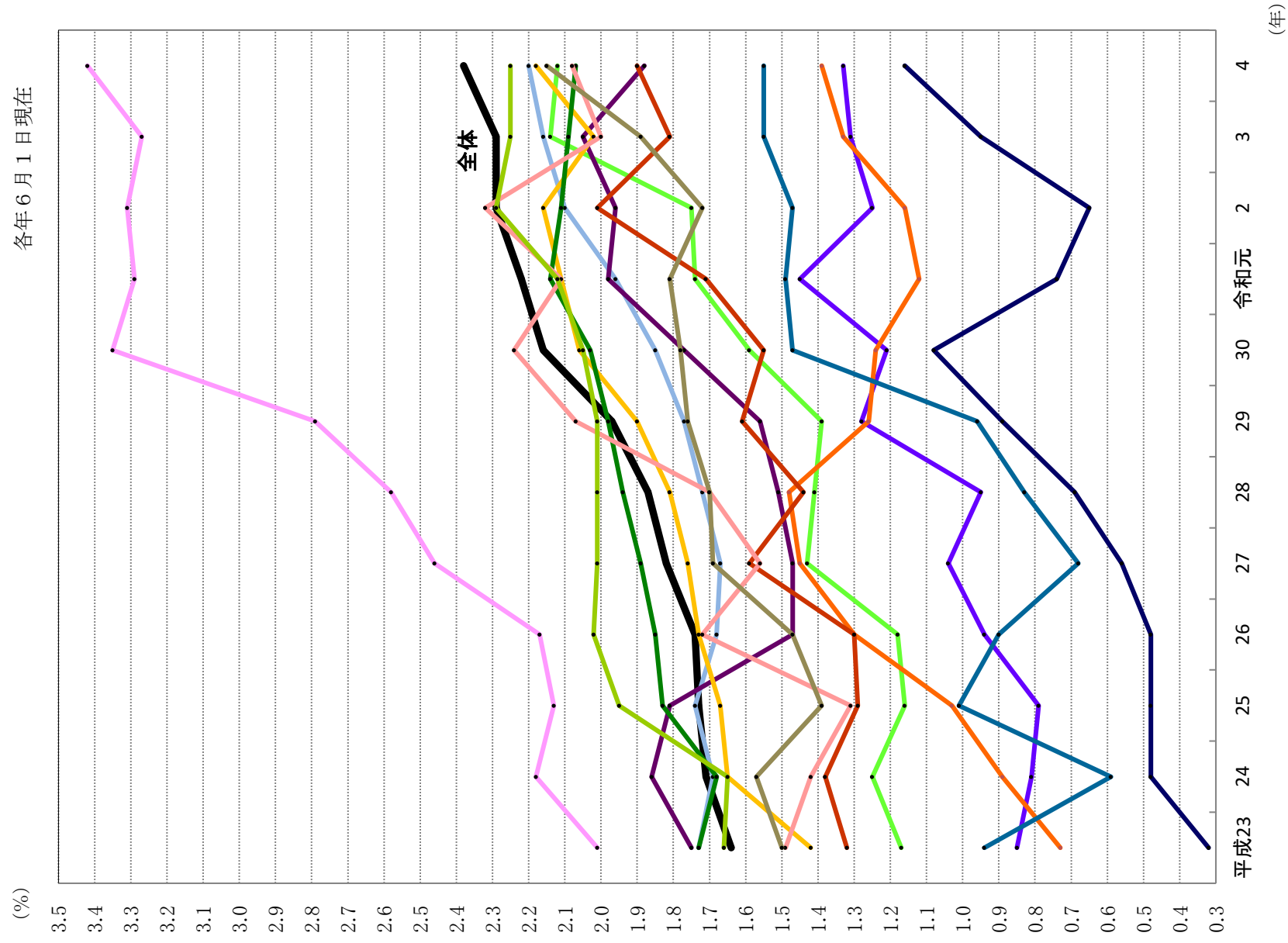
(1) 企業規模別実雇用率



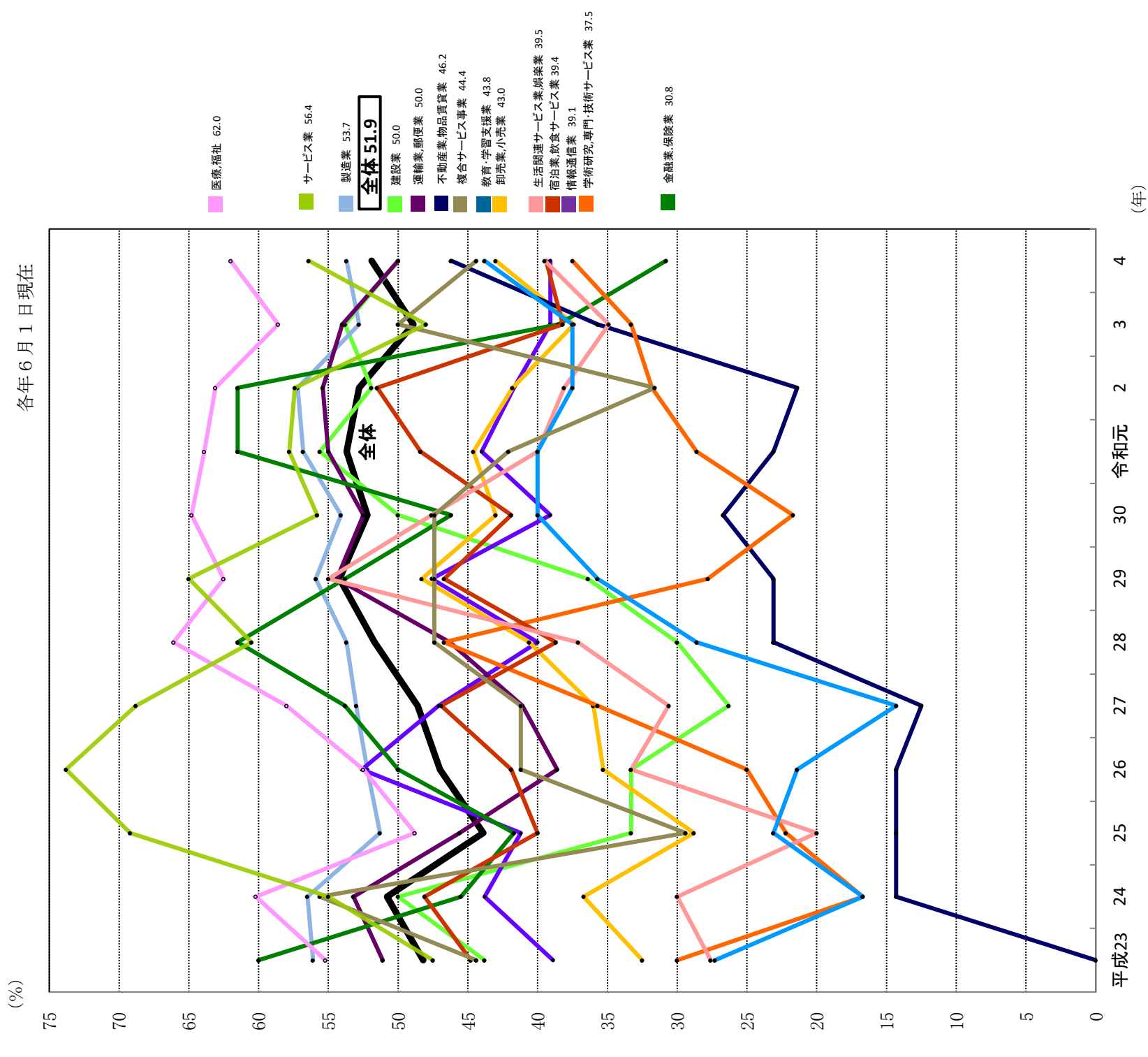
(2) 企業規模別達成企業割合



(3) 産業別実雇用率



(4) 産業別達成企業割合



注 グラフ作成上、労働者数が1,000人に満たない農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業は除いている。(全体には、これら産業は含まれている。)

# 民間企業における身体障害者の部別雇用状況

## ① 概況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・てしやく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	87	177	14	791	518	1,587

注「身体障害者計」欄には、種類の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

## ② 企業規模別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・てしやく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
43.5～100人未満	10	32	3	133	101	279
100～300人未満	41	46	3	271	171	532
300～500人未満	9	16	4	87	69	185
500～1000人未満	17	31	0	146	88	282
1,000人以上	10	52	4	154	89	309

注「身体障害者計」欄には、種類の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

## ③ 産業別の雇用状況

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数						
	視覚障害者	聴覚又は平衡機能障害者	音声・言語・てしやく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計	
農、林、漁業	0	2	0	4	1	7	
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	0	1	0	1	
建設業	0	1	1	12	23	37	
製造業	16	84	5	240	145	490	
電気・ガス・熱供給・水道業	0	1	0	11	3	15	
情報通信業	2	0	0	8	5	15	
運輸業、郵便業	5	4	0	48	42	99	
卸売業、小売業	4	15	3	83	71	176	
金融業、保険業	0	7	0	28	19	54	
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	3	4	7	
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	6	8	14	
宿泊業、飲食サービス業	1	4	0	6	8	19	
生活関連サービス業、娯楽業	3	2	0	18	11	34	
教育、学習支援業	0	0	1	7	9	17	
医療、福祉	52	51	3	255	120	481	
複合サービス事業	2	2	0	34	18	56	
サービス業	2	4	1	27	31	65	

注「身体障害者計」欄には、種類の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

愛媛県における障害者の雇用状況(法定雇用率2.6%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	4年	6,562.0	191.5	2.92	0.0	
	3年	6,546.0	185.5	2.83	1.0	
	増減	16.0	6.0	0.09	▲1.0	
愛媛県知事部局	4年	4,561.0	127.5	2.80	0.0	
	3年	4,542.0	124.5	2.74	0.0	
	増減	19.0	3.0	0.06	0.0	
愛媛県警察本部	4年	455.5	19.0	4.17	0.0	
	3年	452.5	17.0	3.76	0.0	
	増減	3.0	2.0	0.41	0.0	
愛媛県公営企業 管理局	4年	1,545.5	45.0	2.91	0.0	
	3年	1,512.5	44.0	2.91	0.0	
	増減	33.0	1.0	0.00	0.0	
愛媛県議会事務局	4年	-	-	-	-	※
	3年	39.0	0.0	0.0	1.0	
	増減	-	-	-	-	

(注)各年とも6月1日現在。以下同じ。

※愛媛県議会事務局は、愛媛県知事部局と合算(特例認定)されたため、報告対象外。

愛媛県教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.5%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
愛媛県教育委員会	4年	8,640.0	227.5	2.63	0.0	
	3年	8,693.5	239.0	2.75	0.0	
	増減	▲53.5	▲11.5	▲0.12	0.0	

市町等の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.6%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる 職員数(人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
令和4年 計	19,075.0	512.0	2.68	14.0	
令和3年 計	19,028.5	506.0	2.66	11.0	
増減	46.5	6.0	0.02	3.0	
松山市	3,080.5	87.0	2.82	0.0	
伊予市	377.5	11.0	2.91	0.0	
東温市	227.5	5.0	2.20	0.0	
今治市	1,671.5	44.0	2.63	0.0	

機関名	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 職員数(人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率(%)	④ 不足数(人)	備考
八幡浜市	662.0	16.0	2.42	1.0	
西予市	866.5	21.0	2.42	1.0	
宇和島市	894.0	27.0	3.02	0.0	
新居浜市	1,267.5	32.0	2.52	0.0	※1
西条市	1,062.5	20.0	1.88	7.0	
四国中央市	984.5	26.0	2.64	0.0	
大洲市	775.5	20.0	2.58	0.0	※2
久万高原町	306.0	9.0	2.94	0.0	
松前町	260.0	6.0	2.31	0.0	
砥部町	244.0	6.0	2.46	0.0	
上島町	238.5	7.0	2.94	0.0	
伊方町	264.0	5.0	1.89	1.0	
愛南町	376.0	12.5	3.32	0.0	
松野町	148.5	3.0	2.02	0.0	
鬼北町	251.0	8.5	3.39	0.0	
内子町	245.0	6.0	2.45	0.0	
松山市教育委員会	414.5	15.0	3.62	0.0	
伊予市教育委員会	109.0	4.0	3.67	0.0	
東温市教育委員会	162.0	3.0	1.85	1.0	
今治市教育委員会	492.0	14.0	2.85	0.0	
八幡浜市教育委員会	137.0	4.5	3.28	0.0	
西予市教育委員会	257.5	8.0	3.11	0.0	
宇和島市教育委員会	310.0	10.0	3.23	0.0	
新居浜市教育委員会	-	-	-	-	※1
西条市教育委員会	367.5	9.0	2.45	0.0	
四国中央市教育委員会	210.0	2.0	0.95	3.0	
大洲市教育委員会	-	-	-	-	※2
久万高原町教育委員会	53.5	3.0	5.61	0.0	
松前町教育委員会	62.0	1.0	1.61	0.0	
砥部町教育委員会	85.5	2.0	2.34	0.0	
伊方町教育委員会	68.5	1.0	1.46	0.0	
愛南町教育委員会	121.5	4.0	3.29	0.0	
内子町教育委員会	93.0	4.0	4.30	0.0	
松山市公営企業局	187.0	6.5	3.48	0.0	
松山広域福祉施設事務組合	102.0	4.0	3.92	0.0	
松山養護老人ホーム事務組合	40.0	1.0	2.50	0.0	
宇和島市病院局	705.5	19.0	2.69	0.0	
宇和島地区広域事務組合	560.5	18.0	3.21	0.0	
大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合	188.5	4.0	2.12	0.0	
市立大洲病院	145.5	3.0	2.06	0.0	

※1 新居浜市教育委員会は、新居浜市と合算(特例認定)されたため、報告対象外。

※2 大洲市教育委員会は、大洲市と合算(特例認定)されたため、報告対象外。

国立大学法人等における障害者の雇用状況(法定雇用率2.6%)

機関名	年	① 法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	4年	2,285.0	61.0	2.67	0.0	
	3年	2,298.0	61.0	2.65	0.0	
	増減	▲13.0	0.0	0.02	0.0	
国立大学法人 愛媛大学	4年	2,230.5	59.0	2.65	0.0	
	3年	2,243.5	59.0	2.63	0.0	
	増減	▲13.0	0.0	0.02	0.0	
公立大学法人 愛媛県立医療技術大学	4年	54.5	2.0	3.67	0.0	
	3年	54.5	2.0	3.67	0.0	
	増減	0.0	0.0	0.00	0.0	

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
  - 一般の民間企業 …………… 2.3%
  - (43.5人以上規模の企業)
  - 特殊法人等 …………… 2.6%
  - 〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、  
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2.6%
- (38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2.5%
- (40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

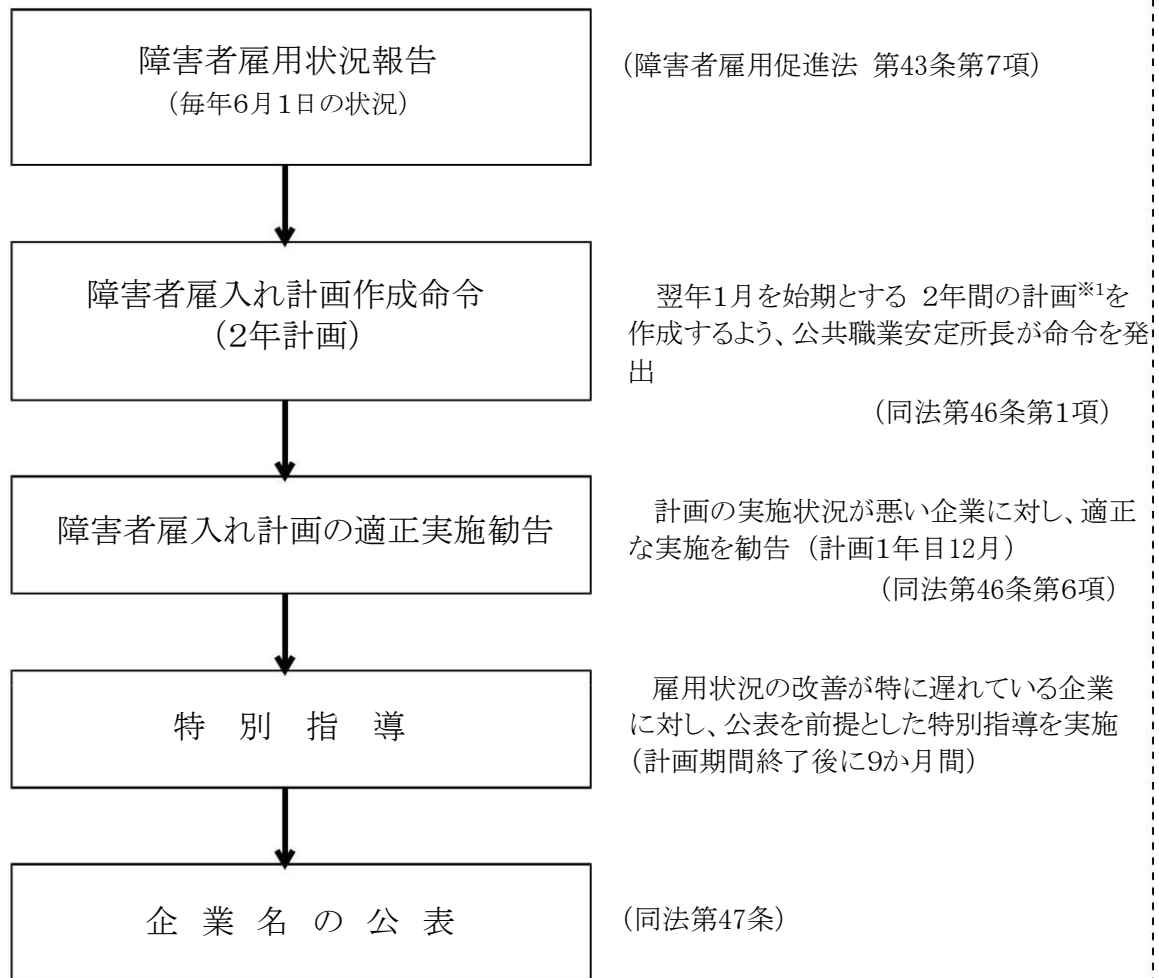
※ ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントされる。

① 通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること

② 通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績] (全国)

- 令和3年度の実績<sup>※2</sup>
  - \*「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 394社
  - \*障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 72社
  - \*「特別指導」の実施 36社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 464社(3年度)
- 企業名の公表
  - 18年度 2社、19年度 1社(再公表)、20年度 4社、
  - 21年度 7社(うち1社は再公表)、22年度 6社(うち2社は再公表)
  - 23年度 3社(うち1社は再公表)、24年度 0社、25年度 0社、
  - 26年度 8社、27年度 0社、28年度 2社、29年度 0社、
  - 30年度 0社、元年度 0社、2年度 1社、3年度 6社

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。